



スクール会員規約

〔名称及び所在地〕

第1条 本クラブの名称：テニスプラザ尼崎 所在地：兵庫県尼崎市潮江3丁目1番3号(以下「本クラブ」といいます)

〔運営〕

第2条 本クラブの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社エイコウ企画が行います。

〔目的〕

第3条 本クラブは、入会されたメンバーが健康の維持・増進を図るとともにスポーツの振興を図ることを目的とします。

〔入会資格〕

- 第4条 ①本クラブに入会できる方は、各コースに定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
(以下「受講生」といいます)
- ②刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、受講生の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

〔入会手続〕

- 第5条 ①本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- ②入会する本人が未成年者の場合は保護者は、自ら受講生になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第15条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

〔入会金〕

第6条 受講生は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。
なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

〔メンバーの種類及び指導日時〕

第7条 本クラブの受講生種類及び各要件は別に定める通りです。また、メンバーは別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとします。

〔指導内容〕

第8条 本クラブは、各コースに応じた指導要項及び種目を設定します。指導要項及び種目に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定します。

〔資格停止及び除名〕

- 第9条 本クラブは、受講生が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、受講資格の一時停止または除名をすることができます。
- 一 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納した時。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます)
 - 二 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
 - 三 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
 - 四 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
 - 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
 - 六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
 - 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
 - 八 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
 - 九 その他本クラブが、社会通念に照らし本クラブ受講生としてふさわしくないと認めたとき。
 - 十 1年以上の長期にわたる利用が無かった場合(2023年5月期から適用)

〔受講資格の喪失〕

第10条 受講生は退会、除名、死亡および失踪宣言を受けた時にその資格を失います。

〔会費等の支払〕

第11条 受講生は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。
会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は本クラブが定めるものとします。月会費は、受講生が本クラブに退会届を出さない限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合にも支払い義務が発生します。

〔退会とクラス減〕

第12条 受講生は各月の10日までに本クラブの所定の退会届を提出することによりその期末限りで退会することが出来ます。
電話と口頭での退会は受け付けません。また受講クラス数を減少させる場合にも同様の手続きを必要とします。
本クラブの事務手続き上10日を過ぎた場合は翌期からの退会扱いになります。
なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

〔クラス変更〕

第 1 3 条 受講生は各月の 1 1 日以降から翌月期が始まる日までに本クラブの所定のクラス変更届を提出することにより、翌期からクラスの変更をすることが出来ます。本クラブの期がスタートしてからのクラス変更は出来ません。

〔ビジターの利用〕

第 1 4 条 本クラブは規約に同意し入会金を支払った場合、本クラブの利用をすることが出来ます。

〔休業〕

第 1 5 条 本クラブは、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。
なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。
ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

〔施設の廃止・利用制限等〕

第 1 6 条 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
二 施設の改造または補修工事实施のとき。
三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

〔受講生の利用及び事故〕

第 1 7 条
①受講生は、自己の責任と危険負担において、他の受講生と協調して本クラブの施設を利用するものとします。
②本クラブは、受講生が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。受講生同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
③受講生は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。
また、本クラブの事前の書面による承諾なしに対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

〔変更事項〕

第 1 8 条 受講生は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

〔諸費用の改定〕

第 1 9 条 本クラブは、本規約に基づいて受講生が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

〔細則〕

第 2 0 条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

〔改定〕

第 2 1 条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての受講生に及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

〔附則〕

第 2 3 条 本規約は 2 0 1 8 年 1 0 月 1 日より施行します。

スクール細則

〔振替・欠席について〕

- ・レッスンを欠席される場合はご連絡くださいますようご協力お願い致します。
- ・**欠席のご連絡が無い場合は消化となりますのでご注意ください**
- ・欠席された分は振替として消化していただけます。（原則として同月期中）
- ・翌月期へ継続された方のみ、翌月期への振替の繰越が可能となります。
- ・振替の繰越は最長6期まで可能となります。
- ・**退会后、6期間以内に復帰された場合は再びその振替は有効となります。**
- ・振替を受講される際は必ずご予約をお願い致します。
- ・振替の予約キャンセルは前日までとさせていただきます。
- ・振替先に定員の空きがある場合のみ振替可能となります。
- ・振替・追加レッスンのご予約は計2予約までとさせていただきます。
- ・料金体系の異なるクラスへの振替は差額が必要となります。

〔雨天中止〕

- ・アウトドアコートでのレッスンの雨天中止につきましては開始時間の1時間前に開催の有無を決定いたします。フロントへのお電話にてご確認ください。

〔各種届け出について〕

以下の場合はお届けが必要となりますので、フロントまでお申し出下さい。

- ・住所変更　・お支払口座変更　・コース変更　・会員証の紛失　・休会

〔継続・休会・コース変更について〕

- 継続⇒自動継続となります。休会・コース変更にはフロントにて手続きが必要です
- 休会・クラス減⇒当月10日迄　※10月期末退会の場合⇒10月10日迄にお手続き**
- コース変更⇒前月11日～翌月期開始日前日迄

いずれもフロント迄お申し出下さい。お電話での休会手続きはお受けいたしかねます。

- ・2回連続して引き落としができない場合は、退会処分とさせていただきます場合があります。
- ・納入いただいた会費及び諸費用は、理由の如何に関わらずご返金できかねますのでご了承下さい。
- ・施設ご利用の有無に関わらず休会のお手続きがない場合は、受講料のご返金はできかねますのでご了承下さい。

〔その他〕

- ・レッスン中ケガをされた場合、応急処置は行いますが当スクールでは責任を負いかねます。
- ・貴重品は各自で保管してください。紛失、盗難等についての責任は負いかねます。